90043

様式１

事　業　報　告　書

（自　令和６年４月１日　至　令和７年３月31日）

１　医療法人の概要

(1) 名　　称　　医療法人社団　季朋会

①　□ 財団　　■ 社団（ ■ 出資持分なし　□ 出資持分あり ）

②　□ 社会医療法人　　□ 特定医療法人　　□ 出資額限度法人

■ その他

③　■ 基金制度採用　　□ 基金制度不採用

注）①から③のそれぞれの項目（③は社団のみ。）について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。（会計年度内に変更があった場合は変更後。）

(2) 事務所の所在地　　山口県下関市王司本町一丁目１８番２７号

注）複数の事務所を有する場合は、主たる事務所と従たる事務所を記載すること。

(3) 設立認可年月日　　昭和60年８月１日

(4) 設立登記年月日　　昭和60年８月１日

(5) 役員及び評議員

	氏　　名	備　　考
理 事 長	麻上　　季子	薬剤師
常務理事	麻上　　千鳥	医師
理　　事	大薮　　靖彦	王司病院・王司介護医療院管理者
同	西門　左千夫	
監　　事	森　　顕治	社会保険労務士

注）１．「社会医療法人、特定医療法人及び医療法第４２条の３第１項の認定を受けた医療法人」以外の医療法人は、記載しなくても差し支えないこと。

２．理事の備考欄に、当該医療法人の開設する病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院（医療法第４２条の指定管理者として管理する病院等を含む。）の管理者であることを記載すること。（医療法第４６条の５第６項参照）

３．評議員の備考欄に、評議員の選任理由を記載すること。（医療法第４６条の４第１項参照）

2　事業の概要

(1) 本来業務（開設する病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院（医療法第４２条の指定管理者として管理する病院等を含む。）の業務）

種　　類	施設の名称	施設の医療機関コード 又は介護事業所番号	開　設　場　所	許可病床数
病院	王司病院	~~0 1 1 3 7 0 1~~ 3501137001	山口県下関市王司本町 一丁目１８番２７号	一般病床 ８床 療養病床 １６９床 精神病床 ７０床
介護医療院	王司介護医療院	３５Ｂ０１００２９	山口県下関市王司本町 一丁目１８番２７号	入所定員 ４８名

注）１.地方自治法第２４４条の２第３項に規定する指定管理者として管理する施設については、その旨を施設の名称の下に【　　】書で記載すること。

２．療養病床に介護保険適用病床がある場合は、医療保険適用病床と介護保険適用病床のそれぞれについて内訳を［　　］書で記載すること。

３．介護老人保健施設又は介護医療院の許可病床数の欄は、入所定員及び通所定員を記載すること。

(2) 附帯業務（医療法人が行う医療法第４２条各号に掲げる業務）

種類又は事業名	実　施　場　所	備　　考
王喜苑居宅介護 支援センター	山口県下関市松屋本町 二丁目３番３８号	
住宅型有料老人ホーム 王喜苑	山口県下関市松屋本町 二丁目３番３８号	

注）地方公共団体から委託を受けて管理する施設については、その旨を施設の名称の下に【　　】書で記載すること。

(3) 収益業務（社会医療法人又は医療法第４２条の３第１項の認定を受けた医療法人が行うことができる業務）

(4) 当該会計年度内に社員総会又は評議員会で議決又は同意した事項

令和　６年　５月３１日　　令和５年度事業報告・決算の承認

令和　７年　３月２８日　　令和７年度事業計画・収支予算の承認

借入金額の最高限度額の設定

(5) 当該会計年度内に発行した医療機関債

注）医療機関債の発行総額、申込単位、申込期間、利率、払込期日、資金使途、償還の方法及び期限を記載すること。なお、発行要項の写しの添付に代えても差し支えない。

医療機関債を医療法人が引き受けた場合には、当該医療法人名を全て明記すること。

(6) 当該会計年度内に購入した医療機関債

注）１．医療機関債を購入する医療法人は、医療機関債の発行により資産の取得が行われる医療機関と同一の二次医療圏内に自らの医療機関を有しており、これらの医療機関が地域における医療機能の分化・連携に資する医療連携を行っており、かつ、当該医療連携を継続することが自らの医療機関の機能を維持・向上するために必要である理由を記載すること。

２．購入した医療機関債名、発行元医療法人名、購入総額及び償還期間を記載すること。なお、契約書又は債権証書の写しの添付に代えても差し支えない。

(7) 当該会計年度内に開設（許可を含む）した主要な施設

(8) 当該会計年度内に他の法律、通知等において指定された内容

注）全ての指定内容について記載しても差し支えない。

(9) その他

注）当該会計年度内に行われた工事、医療機器の購入又はリース契約、診療科の新設又は廃止等を記載する。（任意）

様式２

法人名	医療法人社団　季朋会
所在地	山口県下関市王司本町1丁目18番27号

※医療法人整理番号	9	0	0	4	3

財　産　目　録

（令和７年３月31日現在）

１．資　産　額　　2,250,693　千円
２．負　債　額　　1,335,645　千円
３．純　資　産　額　　915,048　千円

（内　訳）　　（単位：千円）

区　分		金　額
A　流動資産		667,094
B　固定資産		1,583,599
C　資産合計	（A＋B）	2,250,693
D　負債合計		1,335,645
E　純資産	（C－D）	915,048

（注）財産目録の価額は、貸借対照表の価額と一致すること。

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。

土　　地　（■ 法人所有　□ 賃借　□ 部分的に法人所有(部分的に賃借)）
建　　物　（■ 法人所有　□ 賃借　□ 部分的に法人所有(部分的に賃借)）

様式３－１

法人名	医療法人社団　季朋会
所在地	山口県下関市王司本町1丁目18番27号

※医療法人整理番号	9	0	0	4	3

貸　借　対　照　表

（令和７年３月31日現在）

（単位：千円）

資産の部		負債の部	
科　目	金　額	科　目	金　額
Ⅰ 流動資産	667,094	Ⅰ 流動負債	1,175,645
現金及び預金	97,702	買掛金	24,368
事業未収金	345,526	短期借入金	1,000,000
たな卸資産	9,193	未払金	122,153
前払費用	184,047	未払費用	
繰延税金資産		未払法人税等	71
その他の流動資産	30,626	未払消費税等	2,436
Ⅱ 固定資産	1,583,599	仮受金	
１有形固定資産	1,518,569	預り金	29
建物	1,094,196	その他の流動負債	26,588
構築物	11,343		
医療用器械備品	2,894		
その他の器械備品	7,119	Ⅱ 固定負債	160,000
車両及び船舶	0	医療機関債	
土地	401,221	長期借入金	160,000
一括償却資産	1,796	繰延税金負債	
その他の有形固定資産		その他の固定負債	
２無形固定資産	10,317		
借地権	6,687	負債合計	1,335,645
ソフトウェア	2,444	純資産の部	
その他の無形固定資産	1,186	科　目	金　額
３投資等	54,713	Ⅰ 基金	37,890
有価証券	33,300	Ⅱ 資本剰余金	29,084
長期前払費用		Ⅲ 利益剰余金	848,074
繰延税金資産		積立金	
その他の固定資産	21,413	繰越利益剰余金	848,074
Ⅲ 繰延資産		Ⅲ 評価・換算差額等	
入会金		その他有価証券評価差額金	
		繰延ヘッジ損益	
		純資産合計	915,048
資産合計	2,250,693	負債・純資産合計	2,250,693

様式４－１

法人名	医療法人社団　季朋会
所在地	山口県下関市王司本町1丁目18番27号

※医療法人整理番号	9	0	0	4	3

損　益　計　算　書

（自　令和６年４月１日　　至　令和７年３月31日）

（単位：千円）

科目	金額	
Ⅰ 事業損益		
A 本来業務事業損益		
1 事業収益		2,118,508
2 事業費用		
(1) 事業費	2,497,107	
(2) 本部費		2,497,107
本来業務事業損失		△ 378,599
B 附帯業務事業損益		
1 事業収益	74,257	
2 事業費用	160,425	
附帯業務事業損失		△ 86,168
C 収益業務事業損益		
1 事業収益		
2 事業費用		
収益業務事業利益		0
事業損失		△ 464,767
Ⅱ 事業外収益		
受取利息	360	
その他の事業外収益	91,535	91,895
Ⅲ 事業外費用		
支払利息	6,009	
その他の事業外費用	300	6,309
経常損失		△ 379,181
Ⅳ 特別利益		
固定資産売却益		
その他の特別利益	813	813
Ⅴ 特別損失		
固定資産除却損	23	
その他の特別損失	1,596	1,619
税引前当期純損失		△ 379,987
法人税・住民税及び事業税		71
法人税等調整額		
当期純損失		△ 380,058

様式６

監　事　監　査　報　告　書

医療法人社団　季朋会
理事長　麻上　千鳥　　殿

私は、医療法人社団季朋会の令和６年会計年度（令和６年４月１日から令和７年３月３１日まで）の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

監査の方法の概要

私は、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書（注２）の監査を実施しました。

記

監査結果

(1) 事業報告書は、法令及び定款（寄附行為）に準拠して、作成されているものと認めます。
(2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
(3) 計算書類は、法令及び定款（寄附行為）に準拠して、作成されているものと認めます。
(4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款（寄附行為）に違反する重大な事実は認められません。

令和７年５月３０日
医療法人社団　季朋会
監事　森　顕治

（注１）監査人が複数の場合には、「私たち」とする。
（注２）関係事業者との取引がある医療法人については、「財産目録、貸借対照表、損益計算書及び関係事業者との取引の状況に関する報告書」、社会医療法人債を発行する医療法人については、「財産目録、貸借対照表、損益計算書、純資産変動計算書、キャッシュ・フロー計算書及び附属明細表」、医療法第 51 条第２項に規定する医療法人については、「財産目録、貸借対照表及び損益計算書（医療法人会計基準第３条に規定する重要な会計方針の記載及び第 22 条に規定する貸借対照表等に関する注記を含む）、純資産変動計算書及び附属明細表」とする。